

2026年2月12日

報道関係者各位

## 家具インテリア業界で初、協会として一般廃棄物・産業廃棄物の両区分において スプリングマットレスの広域認定を取得

～スプリングマットレスの一般・産業廃棄物の双方で回収処分が全国で可能に、  
また新たに産業廃棄物のオフィス什器も対象に～

一般社団法人 家具インテリアリサイクル協会(FIRA)

一般社団法人 家具インテリアリサイクル協会(所在地:埼玉県さいたま市、代表理事:西弘信、以下「FIRA」)は、産業廃棄物となった FIRA 会員が製造、委託して製造又は輸入し販売したベッドマットレス及びオフィス什器(それぞれの部品・付属品を含む)の回収・廃棄において、環境大臣が認定する「広域認定制度」を申請し、2026年2月4日付で認定(認定番号:第367号)を受けました。

本認定により FIRA は、すでに取得している一般廃棄物のスプリングマットレスの広域認定と合わせ、FIRA 会員各社が取り扱うすべての不要となったスプリングマットレスについて、排出区分を問わず全国規模での回収・再資源化を行う体制を整備・運営できるようになりました。また、新たに産業廃棄物のオフィス什器についても、全国での回収・再資源化処理を行うことが可能となりました。

### ■広域認定(産業廃棄物)取得の背景と概要

FIRA はこれまで、家庭から排出される一般廃棄物としてのスプリングマットレスについて広域認定を取得し、適正処理と資源循環の運用体制を整備し、2025 年11月より関東圏で事業を開始しております。

このたび、新たに環境省より以下の内容にて、産業廃棄物としての広域認定を取得しました。

### 【認定内容】

FIRA の会員企業が製造、委託して製造又は輸入し販売した、ベッドマットレス及びオフィス什器(それぞれの部品及び付属品を含む)が産業廃棄物となったもの。

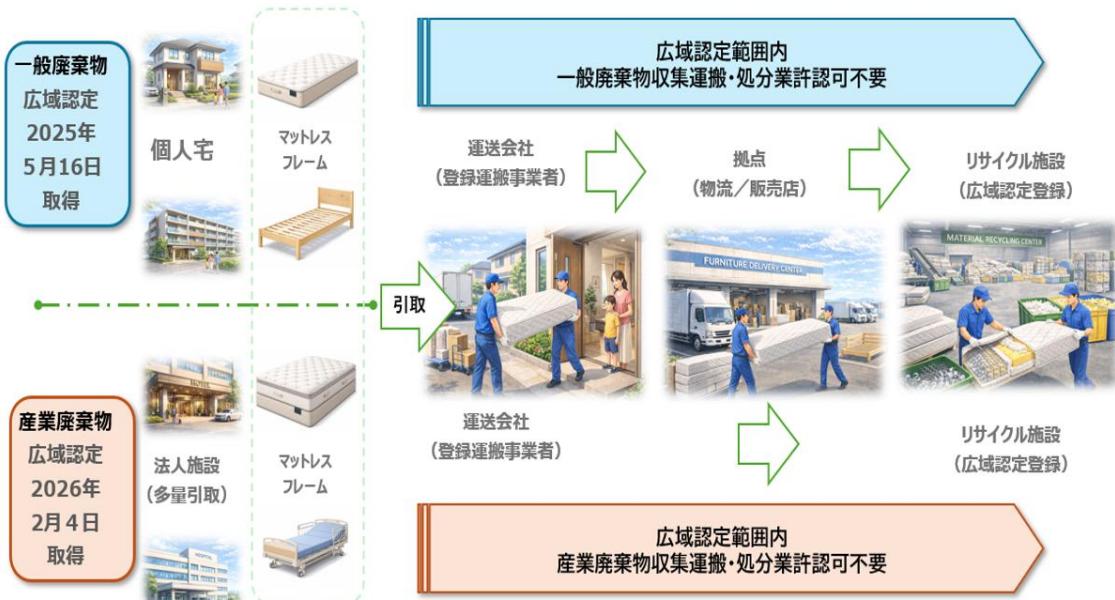
### ■ 本認定による 2 つの大きな進展

#### 1. スプリングマットレスの「両区分」回収を全国で実現

今回の認定により、不要となったスプリングマットレスは、一般廃棄物(家庭用)・産業廃棄物(事業用)の別を問わず、自治体の枠を超え全国で回収・処理することが可能となりました。

また、FIRA のネットワークを通じて、回収後にどのような再資源化が行われたのかを、排出元に報告する仕組みを構築いたします。

これにより、FIRA はスプリングマットレスの再資源化(金属資源の回収等)を全国規模で行ってまいります。



## 2. オフィス什器のリサイクル推進(産業廃棄物認定)

ベッドマットレスに加え、オフィス什器(デスク、チェア、収納等)についても産業廃棄物の広域認定を新たに取得いたしました。オフィス移転やリニューアルに伴い発生するオフィス什器について、製造・販売責任を持つ会員企業が関与することで、従来の廃棄処理対応から再資源化を前提とした循環型スキームへの体制が構築可能となります。

FIRA にとって今回の産業廃棄物広域認定の取得は、2025年5月に取得した一般廃棄物の広域認定に続く重要なマイルストーンとなります。

今後は、回収ルートの全国展開、会員企業の拡充、自治体との連携強化、回収物の部材ごとの分別・再利用の高度化を進め、広域認定制度を活用したリサイクルを通じて、持続可能な資源循環社会の実現に貢献してまいります。

<本件に関するお問い合わせ先>

団体名:一般社団法人 家具インテリアリサイクル協会(FIRA)

URL:<https://kagu-fira.com/>

お問い合わせ先:[info@kagu-fira.com](mailto:info@kagu-fira.com)